

昭和五十六年五月十五日

四日市市議会臨時会會議録（第一号）

四日市市議会

○議事日程

昭和五十六年五月十五日(金)午前十時開会

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 報告第七号 専決処分について
- 第四 報告第八号 専決処分について
- 第五 報告第九号 専決処分について
- 第六 議案第六六号 昭和五十六年度四日市市一般会計補正予算(第一号)……………議案説明：質疑、委員会付託  
委員長報告：質疑、討論、採決
- 第七 議案第六七号 土地の取得について……………
- 第八 議案第六九号 委託契約の締結について……………
- 第九 委員会報告第八号 四日市市発注工事からむ不祥事件の真相解明と  
再発防止に関する調査特別委員会調査報告
- 第一〇 四日市市議会議長の辞職について
- 第一一 選挙第三号 四日市市議会議長の選挙について
- 第一二 四日市市議会議長の辞職について
- 第一三 選挙第四号 四日市市議会議長の選挙について
- 第一四 発議第五号 四日市市議会常任委員会委員の選任について
- 第一五 選挙第五号 四日市港管理組合議会議員の補欠選挙について

- 第一六 選挙第六号 四日市、菟野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の補欠選挙について
- 第一七 選挙第七号 三泗伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙について
- 第一八 選挙第八号 北勢公設地方卸売市場組合議会議員の補欠選挙について
- 第一九 発議第六号 四日市市議会特別委員会設置について……………議案説明：質疑、討論、採決
- 第二〇 議案第六八号 監査委員の選任について……………議案説明：質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

- 一 議事日程第一ないし第一三
- 二 日程追加 会期の延長について

○出席議員（四十三名）

金川川 喜川 訓多 小粉 後藤 後藤 坂野 佐野 高木 高木 田中 谷村 中村 永田 生川  
 森口 村野 野村 喜野 也 幸洋 博寛 長正 光三 基信 正平 洋二 善等 男茂 次次 次六 次信 夫勲 介保 夫巳 藏

青山 井道 峯 伊藤 信一 伊藤 雅敏 小川 四郎 大島 武雄 大谷 喜正

○出席事務局職員

主 議 庶 事  
 事 事 務 務  
 課 事 務 局  
 長 課 長 長  
 補 長 長  
 佐 長 長  
  
 鈴 板 浜 川  
 木 崎 谷 合  
  
 晴 大 敏 一  
 之 之 彦 郎  
 美 丞 彦 郎

都 財 總 市 収 助 助 市  
 市 政 務 長 長 公 入 役 役 役 長  
 計 部 部 部 長 室 役 役 役  
 画 長 長 長 長 長  
 部 長 長 長  
 長 長 長  
  
 内 伊 矢 阿 平 坂 三 加  
 田 藤 田 南 井 倉 輪 藤  
  
 忠 治 三 輝 清 哲 喜 寛  
 泰 郎 郎 彦 三 男 司 嗣

○出席議事説明者

宇 治 田 良 市

○欠席議員（一名）

渡 山 山 山 山 山 森 森 水 松 前 堀 堀 古 平 橋 野 野  
 辺 本 中 路 口 口 野 島 川 内 市 野 本 呂 崎  
  
 一 忠 信 安 真 幹 良 辰 弘 新 元 行 増 平 貞  
 彦 勝 一 剛 生 孝 吉 朗 郎 一 男 士 衛 一 信 蔵 和 芳  
 壽

主 事 玉 田 耕 士  
主 事 金 森 伸 夫

午前十時二分開会

○議長（伊藤信一君） ただいまから、昭和五十六年五月四日市市議会臨時会を開会いたします。  
ただいまの出席議員数は、四十名であります。

出席要求をいたしました議事説明者の氏名は、お手元に配付の議事説明者要求書写しのとおりであります。

永年勤続議員表彰状伝達の件

○議長（伊藤信一君） 会議に先立ちまして、去る四月二十三日、愛知県刈谷市において開催されました第六十四回東海市議会議長会定期総会において、山口信生君が三十年以上の勤続議員として、山本勝君、私伊藤信一の二名が十五年以上の勤続議員として、青山峯男君が十二年以上の勤続議員として、高井三夫君が十一年以上の勤続議員として、及び小井道夫君、小川四郎君、粉川茂君、後藤寛次君、小林博次君、橋本増蔵君、以上の六名の諸君が十年以上の勤続議員としてそれぞれ表彰を受けられましたので、ただいまから表彰状の伝達を行います。十一名の方を代表して、山口信生君、山本勝君及び青山峯男君に伝達させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔山口信生君壇上へ進む〕

○議長（伊藤信一君）

表 彰 状

四日市市議會議員

山 口 信 生 殿

あなたは、市議會議員の要職にあること三十年、鋭意市政の振興に努め、地方自治の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、ここに本会表彰規程により、特別表彰としてこれを表彰します。

昭和五十六年四月二十三日

東海市議会議長会会長

刈 谷 市 議 会 議 長

神 谷 金 治

〔表彰状授与〕 (拍手)

〔山本 勝君壇上へ進む〕

○議長（伊藤信一君）

表 彰 状

四日市市議會議員

山 本 勝 殿

あなたは、市議會議員の要職にあること十五年、鋭意市政の振興に努め、地方自治の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、ここに本会表彰規程により、これを表彰します。

昭和五十六年四月二十三日

東海市議会議長会会長  
刈谷市議会議長

神谷金治

〔表彰状授与〕（拍手）

〔青山峯男君壇上へ進む〕

○議長（伊藤信一君）

表 彰 状

四日市市議会議長

青山 峯 男 殿

あなたは、市議会議員の要職にあること十二年、鋭意市政の振興に努め、地方自治の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、ここに本会表彰規程により、これを表彰します。

昭和五十六年四月二十三日

東海市議会議長会会長

刈谷市議会議長

神谷金治

〔表彰状授与〕（拍手）

○議長（伊藤信一君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付いたしました議事日程により取り進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（伊藤信一君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、高木勲君及び水野幹郎君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期臨時会の会期は、本日一日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日一日間と決定いたしました。

日程第三 報告第七号 専決処分について、ないし

日程第五 報告第九号 専決処分について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第三、報告第七号専決処分について、ないし日程第五、報告第九号専決処分についての三件を一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） だいたい上程の各報告についてご説明申し上げます。

報告第七号は、昭和五十五年一般会計補正予算（第六号）の専決処分報告議案でありまして、年度末に至り災害復旧事業の起債の増額決定と農業基盤整備事業等の起債が減額決定をみましたので、歳入におきまして、市債を減額補正し、個人市民税の増収に伴う市税を追加して予算の組替補正を行うとともに、関連する地方債の変更を行ったものであります。

報告第八号は、去る四月一日から施行されました地方税法の一部改正に伴い、個人市民税均等割の非課税範囲の拡大、法人市民税均等割税率適用区分の変更、軽自動車税の月割課税制度の廃止等につき、市税条例の一部改正を専決処分により行ったものであります。

報告第九号は、旧市立四日市病院解体撤去工事について、指名競争入札に付した結果、金額一億三千六百万円をもって、市内生桑町木下、山本建設共同企業体に落札決定いたしましたので、専決処分により同社と工事請負契約の締結を行ったものであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 提出理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 報告第八号専決処分についてお尋ねをしたいと思います。この専決処分は、地方税法の改正に伴い市条例を改正、変更したものでありますが、この点について数点お尋ねをしたいと思います。

第一点目が、個人市民税の均等割非課税範囲の拡大で、これを二十万を二十一万円にしようとするものでありますが、今日、所得税の減税が行われてない、こういう中で低所得者に対しては大変な増税になっているわけでございますが、まず市民税、所得税納税者数の増加についてはどれだけの人が救われてくるのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

また、五十四年度、五十五年、五十六年度と非課税範囲の拡大が行われておりますが、どのように納税者数が変更したか、こういう点もちょっとお尋ねしたいと思いますし、また、この限度額を二十万を二十一万で行うことによって市税にどれだけの影響を与えてきたのか、この点もあわせてお尋ねをしておきたいと思っております。

その次に、法人市民税でございますが、均等割の税率適用区分基準を収納金額、また出資金額に資本積立金額を加えたものに改正するものでございますが、市税に対する影響、またこれに適用される企業は何社ほどこの四日市市にあるのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

三つ目には軽自動車税でございますが、月割課税方式を改めていくということで、市税がこのことによってどれだけの影響を与えてくるのかどうか、この点をお尋ねしたいと思います。

そのほかに、この地方税制の改正に伴って法人税率の引上げによる増収を市町村に振り分けるために、法人税割の標準税率を都道府県税で〇・二％引き上げて、そして市町村民税で〇・二％引き上げてきたわけで、標準税率一・一％、これが一二・三％になってくるわけです。その中で四日市市が中間という形で一三・三％の税率を掛けておるわけでございますが、この法人市民税に対する税率のお考えについてどのように考えておられるのか、この点をお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（伊藤信一君） 財政部長。

〔財政部長（伊藤治郎君）登壇〕

○財政部長（伊藤治郎君） お答えいたします。

まず第一点の個人市民税の非課税範囲の拡大に関する件でございます。ただいまご発言ございましたように、現行の二十万を二十一万円に引き上げることには地方税法自体で改正をしまして、これに伴いまして税条例の改正を行うわけでございます。

納税義務者はどう変わるのか、それからこれによって市税はどれだけ減額されるのかということでございますが、人員の点でございますが、大体現在五十六年度分につきましては詳細な資料につきまして集計中でございますが、過去の例からまいりますと、大体非課税該当者が総数におきまして、ちょっと古い数字でございますが、大体三千名程度でございます。したがって、今回一万円引き上げられることによりまして該当される対象者数の増加は、これも過去の数字から類推するわけでございますが、大体四百五十から五百程度ではなからうかと考えております。

それから、税額につきましては、これは均等割の税額でございますが、五百名といたしまして約六十万円でございます。これはあくまでもただいま申し上げましたように、推計でございますので、五十六年度につきましてはあと四、五日から一週間くらいで正確な数字は出るかと存じます。

それから、第二点目の法人均等割の税率の適用区分による影響でございますが、これは本市にとりましては現在の推計予測では一社と考えております。税額に対する影響につきましては一社で四十万という考え方を持っております。もちろんこれはご承知のとおり、従来は資本金と従業員数ということでこちらでははっきりかむことができたわけでございますが、資本金プラス積立金ということになってまいりますと、四日市市内約四千二、三百の法人がございしますが、従来積立金まで正確につかんでおりませんので、正確な数字につきましては申告に待つほかないわけでござい

ますが、担当におきまして検討いたしました結果、ただいま申し上げましたように恐らく一社で四十万円の増収と、こういうことを考えておるわけでございます。

それから、第三点目の軽自動車税の月割課税が廃止されたわけでございますが、これにつきましてどれだけ税で影響があるかという質問でございますけれども、これにつきまして正確な数字を現時点でつかむことは不可能でございます。しかしながら、従来の廃車、新車登録、これらを考えてまいりますと、やはり若干の減収になるということとは確実に言えると思います。しかしながら、月割課税の手数が非常に現在では大きゅうございますので、この手数が省けるということと、減収を考えた場合、減収と申しましてもきわめて微々たるものではなからうかというふうにお考えておりますので、むしろ市町村にとりましては月割課税の廃止はプラスではなからうか、このように考えておるわけでございます。

それから、第四点目の法人税割の率の改正につきまして本市の考え方でございますが、目下検討中でございます。私といたしましては引上げの方向で検討をいたしたいと、かように考えておりますが、まだ結論を出しておりません。ただし、八月一日以降終了する事業年度から適用すると、こういうことになっておりますので、結論を急ぎまして結論が出次第、六月議会にはご上程申し上げご審議を賜りたいと、かように考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 法人税割について検討中だということでございますが、いま中間税率をとっておって、その中で一律に税率が決められておる。今日の不況インフレの中で、中小企業にとっては大変な状況である。



先日も新聞報道されておりましたが、県内における有力な造船会社が倒産をする、こういうようなことが報道されておるわけでございますが、何よりも中小企業を育成していく、そういう立場からもこの法人税割、法人市民税につきましても見直していく、そして中小企業についてはこの際標準税率まで戻してやはり育成していく。それと同時に、大企業については資本金別に制限税率までの不均一超過課税を行う。このようにして四日市市の税収を増収させていく、そういう考えはないのかどうかお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（伊藤信一君） 財政部長。

〔財政部長（伊藤治郎君）登壇〕

○財政部長（伊藤治郎君） お答えいたします。

本市が採用しております税率につきましては、一律の税率でございますことはご発言のとおりでございますが、厳しい状況下に置かれておる中小企業育成のために標準税率まで引き下げる気はないかということ、それから大企業に対して不均一超過課税の適用を検討する考え方はないのかということでございますが、ご指摘のとおり、中小企業に対しましては非常に厳しい経済環境であることは、私もよく承知いたしておるわけでございます。しかしながら、国におきましても税制全般に細心の注意を払っておるわけでございますし、かつ中小企業育成のためにもあらゆる面から検討が加えられておるわけでございますが、市町村といたしましては、やはり当然あらゆる面で中小企業の育成ということは考えなきやなりませんし、本市におきましても行政全般の面につきましてそういった点では十分配慮をいたしておる、かように考えておるわけでございますが、特にこういう厳しい財政状況のもとで、先ほど申し上げました四千数百のうちの中小企業と言われる企業数は圧倒的に多いわけでございます。したがって、私どももいたしましても、この中小企業からご協力をいただきます税に大きく期待をいたしておるわけでございまして、そういった立

場から直ちに標準税率に戻すということは、私といたしましては考えておりません。

また、大企業に対する不均一超過課税の適用につきましても、現時点では私といたしましては考えておりません。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 いま法人市民税については、大企業についてもまた中小企業の対策の上からも考えてないというお答えでございましたが、四日市と同格都市でももうすでに制限税率いっぱいまで法人市民税については取っている、こういう市が多数あるわけでございます。なぜ四日市市がそういう大企業に対して法人市民税を制限税率までいっぱい取れないのか、やはり市長の政治姿勢がここにあらわれていると思えます。私は、そういう立場からも今日の経済情勢を考えるならば、中小企業を育てていく、そういう点からも中小企業に対する税率も一定配慮をしていく、それと同時に資本金別に制限税率までの不均一超過課税を実施していく、このことよって四日市市の財政を潤していく、このことを行うべきである。このことを強く要望をして終わりたいと思えます。

○議長（伊藤信一君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより、採決に入ります。

まず、報告第八号専決処分についてを採決いたします。

本件は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤信一君） 起立多数であります。よって、本件はこれを承認することに決しました。

次に、ただいま採決をいたしました報告を除いた残り二件を、一括採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれを承認することに決しました。

日程第六 議案第六十六号 昭和五十六年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし、

日程第八 議案第六十九号 委託契約の締結について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第六、議案第六十六号昭和五十六年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし日程第八、議案第六十九号委託契約の締結についての三件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第六十六号昭和五十六年度一般会計補正予算第一号案及び議案第六十七号土地の取得については、去る三月議会においてご決議いただきました旧市立四日市病院跡地の一部売却収入をもって四日市市土地開発公社から市立四日市病院用地を取得しようとするもので、歳出、諸支出金並びに歳入・財産収入にそれぞれ七億四千七百七十六万八千円を追加計上いたすものであります。なお、土地の位置及び形状はお手元の図に示すとおりであります。

議案第六十九号は、一般国道二十三号霞ヶ浦跨道橋新設工事について、本年度分工事として金額三億七千三百九十

万円をもって、建設省中部地方建設局と委託契約を締結しようとするものであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第六十六号の五十六年度一般会計補正予算（第一号）に関連してお尋ねしたいと思っております。

旧市立病院跡地の一部売却収入が七億四千七百七十六万八千円計上されておるわけでございますが、この今回の土地処分についての考え方、そして住宅公団に売り払ったわけですが、この住宅公団が分譲住宅を建てる、いわゆる分譲住宅団地の開発を進めるわけでございますが、これに関連していろいろな問題があるかと思うわけでございます。西浦の区画整理事業区域でもございましたが、病院があるということと第一に減歩の率も非常に少なかった。その用途が廃止されて新しい住宅公団といえどもそういう分譲住宅として開発をされるということにつきましては、改めて減歩が少なかった問題についてはどう処理をするのかということとは、非常に重要な問題だと思えます。また、そのことは関係住民にとって大きな関心事になっているわけでございます。さらに、よりよい住みよい町づくりを進めていくという点で、百五十戸からの中高層の分譲住宅を建設するということになりましては、いろいろ環境面とかあるいは防災上の面からも、道路とかそのほかのいろいろな面も配慮されなければならないと思うわけでございますが、ところがこの点についてもいろいろと地元皆さん、関係の皆さんの要望があると聞くわけでございます。いずれにしてもこうしたこと考えた場合に、今回のようにそれらはまるまる考えもしないで、考慮もされた形にならないで一括

住宅公団に一つの区画が売られている。こういう問題と関連してどういうふうな考え方で土地処分されたか、また、住宅公団が団地を造成する、開発するということについてどういう姿勢で臨まれようとするのか、まずその辺のお尋ねをしておきたいと思うわけでございます。

○議長（伊藤信一君） 総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） お答えします。旧市立病院跡地の処分につきましては、すでに前回の議会でご承認をいただいております。今回処分の結果、それに伴う新しい市立病院の用地取得についてご提案を申し上げておるわけでございますけれども、さらにいまご質問ございました件について改めてご答弁をさせていただきますと思っております。この土地処分につきましては、かねてご説明を申し上げますと、新しい病院建設に伴う借金の返済と、これらが財政上の問題として緊急に処理する必要性に迫られておりましたことと、同時に、この地域についての状況等を勘案いたしましたして、これらの土地の処分につきましては広域性、公共性の強いところに売却をいたしたいという方針で土地処分を行ったわけでございます。

なお、先ほどご指摘の、いわゆる区画整理事業との関連の問題でございますけれども、特に公団が分譲住宅の計画をするに当たりまして、本市の開発審査会等のそれぞれの要綱に基づきまして検討を加えるということで関係部局とも十分調整をし、なお地域の地元に対しても十分調整をとりながら対処していきたいと、このように考えております。

○議長（伊藤信一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 西浦土地区画整理事業におきまして大変減歩が少なかったと、場所によって取り方もいろいろあると思っておりますけれども、平均的な西浦区画整理におきまして、減歩率等で見ますと七百平米あるいは八百平米というかなりの面積のものに相当するわけですね。そういう部分を南側の四メートル半しかない道路拡幅に充てるとか、それから病院があったからこそあの真ん中で中断した道路の整備をこの際するとか、そうしたことなくかを充てることを前提として、あるいはそういうことも十分織り込みながらこの住宅公団への土地処分という問題も考えてしかるべきではなかったのではないかと、あるいは今日もう処分をしまった時点におきましては、真ん中の東西の道路を貫くという問題とか、あるいは南側の道路拡幅の問題とかについて改めて住宅公団にいわゆる開発行為の一般的なやり方にして寄付採納してもらおうとか、こういう方法もとっていかなければならないんじゃないかと、そういうご意思があるのかどうか。地元と十分話をしてということですが、そういうお答えをいただきましたけれども、そういう点を十分含めて処理をなさるお考えかどうか、むしろおっしゃるのかどうか、その辺を改めてはっきりさせていただきたいと思っております。

それから、住宅公団法ですか、これでは個々の住宅公団が分譲住宅団地をつくるについて、市町村長の意見を聞かなければならないとなっております。その前提としては、いわゆる開発行為、都市計画法上の適用除外になっているというふうに言われるわけですが、せっかくそういう公団法で市町村長の意見を聞かなければならないというふうな形になって、現に聞いてきているわけですね。その時点でなぜ関係住民と調整をした上で市長の意見として住宅公団に意見を出さないのか、どうも経過的に私が聞く限りでは、きわめて机上の整理をしまして、たとえば真ん中の道路の問題については通り抜けをさせるべきではないと、通り抜けをしないような立て札をちゃんと立てよという形で、建設部から市長の意見としてすでに住宅公団に意見を出していると。ところが現実には地元の自治会等は

真ん中が通り抜けできるようにしてほしい、もう少し道も広げてほしいと、病院があったがためにあの真ん中の道が貫かれないでいると、病院まで西も東も来ておってつないでおらないと、これをつなげるようにしてほしいと要望も現実には前からあるのに、聞いてないからそういうとんでもない意見書を出してしまっているわけですね。こういうことでは困る。現実には、たとえば当面、通り抜けできるようにするとしましても、住宅公団が百五十人の人たちにみんな通路敷まで、公園敷まで売っちゃうわけでしょう。そうすると自分たち——今度買った人たちは共有名義で、管理組合をこしらえて管理している、もう私はここを通ってもらったら困るということになりましたら、そういう当初の住民との約束が仮にできたとしても、いつほごになるかもわからないと思います。こんなあいまいなことでは困るわけです。それよりもきちっと減歩の関係やら、それから特殊な市立病院という事情があったからこそつなげなかった道をこの際きちっとつないでいいのか、それから防災上の見地からも一定の周囲の道路全体について配慮するとか、百五十世帯ですよ。三人平均としてもすごい人数じゃないですか。何かの災害があったときに、あれだけの狭い道路等では問題が起こる。しかも柳通りは広い道路とはいえず中央に分離帯があって単純に南北から東西へ出られないような状況にもなってるんです。とにかく旧市立病院の跡地は新しい病院の財源にするというそのことを貫くために、そういういろいろな問題があったのを伏せてしまって、そしてとにかくこうだけつけて売ったという、そういう印象を受けるのを免れない。関係の住民の皆さんたちもそういう評価をしていますよ。いろいろ問題があったのにふたをしてしまって、とにかくあの旧市立病院の土地を新しい病院の土地代金にする、そういうつじつまを合わせるために強引にやったと、こういう受けとめ方しかしてないんです。また、現実にはこういういろいろな問題を見ますとそのように感ぜられる、私どもは。この辺のところを一遍すっきりと納得のいくようなお答えをいただきたいと思えますし、開発指導要綱は開発行為じゃないから適用しないなんていう、そういういいかげんなやり方ではなしに、

名前こそ開発行為、いわゆる都市計画上の適用除外であっても、そういう点はしっかりと市のあるべき町づくりの基準、少なくとも現在定めているものに準拠してきちっと押さえていくということを買ってほしいと思います。その辺のお考えを伺いたいと思うわけです。

○議長（伊藤信一君） 総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） 都市計画法による開発行為の規制等に準拠してこの問題については対処をしていきたいということ、先ほどご答弁申し上げましたように開発審査会において検討をいたしておりますが、現在公団との折衝を重ねておる段階でございますし、公団の建設計画も現在最終的に固まったものではございません。したがって、地元の調整等も含めましてできるだけ地域の実情に見合った形で対処をしていきたいと、このように考えております。

○議長（伊藤信一君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配付いたしました付託議案一覧表のとおりであります。

○議長（伊藤信一君） 暫時休憩いたします。

午前十時四十五分休憩

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前十一時四十五分再開

議案第六十六号昭和五十六年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、議案第六十七号土地の取得について及び議案第六十九号委託契約の締結についての三件を一括議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。古市元一君。

〔総務委員長（古市元一君）登壇〕

○総務委員長（古市元一君） たいま議題となっております各議案のうち、総務委員会に付託されました議案第六十六号昭和五十六年度四日市市一般会計補正予算（第一号）及び議案第六十七号土地の取得についての二議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本件は、去る三月議会において議決されました旧市立病院跡地の日本住宅公団への一部売却に伴う追加補正及び売却費による新病院の用地取得案件であり、別段異議はなかったのでありますが、旧病院跡地処分に関連して、先ほど議案質疑で発言がありました点及び教育施設等への影響について、さらに質疑がなされたのであります。

理事者からは、道路等の諸施設については公共性を十分配慮し、公団側と鋭意折衝に当たりたいとの説明があり、これを了としたし、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

簡単ではありますが、これをもちまして総務委員会の審査報告いたします。

○議長（伊藤信一君） 次に、建設委員長にお願いいたします。堀 新兵衛君。

〔建設委員長（堀 新兵衛君）登壇〕

○建設委員長（堀 新兵衛君） たいま議題となっております議案のうち、建設委員会に付託されました議案第六十九号委託契約の締結につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本件は、一般国道二十三号線霞ヶ浦跨道橋新設工事の本年度分の施行を建設省中部地方建設局に委託するもので、理事者からは、本工事については本年度中に完成するよう努力したいとの説明があり、これを了としたのであります。が、工事施行については、特に雨水排水について十分配慮されるよう要望し、本件を原案のとおり承認いたしました次第であります。

なお、本件に関連して、羽津山線の名四国道への早期乗入れについて要望がありましたことを付言し、簡単ではございますが、これをもちまして建設委員会の審査報告いたします。

○議長（伊藤信一君） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） 別段ご質疑もありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより直ちに本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第九 委員会報告第八号 四日市市発注工事からむ不祥事件の真相解明と再発防止に関する調査特別委員会調査報告

○議長（伊藤信一君） 次に、委員会報告第八号四日市市発注工事からむ不祥事件の真相解明と再発防止に関する調査特別委員会調査報告についてであります。

本特別委員会における調査の経過と結果につきましては、お手元に委員長からの報告書を配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

〔発言を求める者あり〕

○議長（伊藤信一君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 委員会報告第八号四日市市発注工事からむ不祥事件の真相解明と再発防止に関する調査特別委員会調査報告について、お尋ねをいたします。

この調査特別委員会の皆さん方の努力は高く評価をするところではございますが、この調査特別委員会の設置に至るいきさつ、また、地方自治法第百十条に基づく特別委員会という制約上から、本来の目的といたしました第一点目の不祥事件の真相解明、この点がこの報告文書を読ませていただいた中には明らかにされていないわけでございます。

また、二つ目の再発防止の点におきましても、るる述べられておりますが、まだまだ不十分な点があると思います。五十五年度の指名競争入札実績では千八百十件もございます。この千八百十件を指名競争入札にするということで、業者の選定でありますとかいろいろな事務処理上からいっても大変な仕事量であります。現在行政の簡素化が言われている点から見ましても、またこの内容でいきましても、この工事発注からむ介入の余地がまだ残されている。市の職員個人に対して服務規律の確保や管理体制の強化を言うだけではなくて、市の発注工事に対して介入の余地が全然なくなる、こういうような制度に変えていかなければならないと思いますが、根本的に改善するためにいろいろ条

件はつけられるとは思いますが、指名競争入札ではなく一般競争入札制度を導入することがいま必要だと思えますが、これらの点についてどう論議が行われたのか、調査されたのか、お知らせを願いたいと思えます。

また、このような中で去る三月議会では、この不祥事件に關しまして陳情も出されております。そして、この陳情が継続にされているわけでございます。そういう点からも改めて地方自治法の第百条に基づく調査特別委員会を設置して、市民の疑惑にこたえるべきだと思えますが、どのように論議されたのかお尋ねをしたいと思います。

また、議長にも少しお尋ねしたいところがございます。聞くところによりますと、現在公判中の市の職員に対して懲戒免職の処分が行われたというふうに聞き及んでいるわけでございますが、宇治田議員に対しては辞職勧告が行われたままである。こういう点からも、改めてこの問題について対応をしなければならぬと思えますが、どのようにお考えになっておられるのか、議会としてどう対応されていくのか、その点をお尋ねしておきたいと思えます。

〔私語する者あり〕

○議長（伊藤信一君） 調査特別委員長 後藤寛次君。

〔後藤寛次君登壇〕

○後藤寛次君 ただいまの質問に対しましては、私どもといたしましては、その報告書で十分内容も納得していただけのものとして報告しておるのでございますので、ご了承願いたいと思えます。

そして、その内容は、余分になりますかわかりませんが、委員会そのものを秘密会といたしましたので、いろいろございましたけれども、その報告書でもってご理解願いたいと、その席上にはおたくの議員さんも出ておられますので、よろしくひとつご納得をいただきたいと思えます。

○議長（伊藤信一君） なお、本特別委員会は本日をもって消滅することになりますので、念のため申し上げておき

ます。

○議長（伊藤信一君） この際、議事説明者は退席願います。  
〔議事説明者退席〕

○議長（伊藤信一君） 暫時休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後五時三十分再開

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。  
暫時休憩いたします。

午後五時三十一分休憩

午後十時一分再開

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一〇 四日市市議会議長の辞職について

○議長（伊藤信一君） 日程第十 四日市市議会議長の辞職についてを議題といたします。

本件は、私の一身に関する事件でありますので、地方自治法第一百七条の規定により退席いたします。

〔議長（伊藤信一君）退席、副議長（青山峯男君）着席〕

○副議長（青山峯男君） 地方自治法第六六条の規定により、議長の職務を行います。

議長伊藤信一君から、議長の辞職願が提出されております。

辞職願を朗読いたします。

〔議事課長補佐（板崎大之丞君）朗読〕

#### 辞職願

今般都合により四日市市議会議長を辞職いたしたく、お願いいたします。

昭和五十六年五月十五日

四日市市議会議長 伊藤信一

四日市市議会副議長 殿

○副議長（青山峯男君） おはかりいたします。伊藤信一君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（青山峯男君） ご異議なしと認めます。よって、伊藤信一君の議長の辞職を許可することに決しました。

この際、伊藤信一君から、議長退任のごあいさつがあります。

〔伊藤信一君 議場中央に進む〕 (拍手)

○伊藤信一君 お礼を申し上げます。

未熟な私でございましたけれども、一年間皆さんの温かいご支援によりまして、この責任を果たさせていただきました。そして、まことにありがとうございます。心から厚く御礼申し上げます。

この一年間に積みました経験と見聞を加えまして、今後の新しい自治の道を模索しながら、皆さんとともにこの道を歩んでいきたいと思っています。今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

(拍手)

日程第一 選挙第三号 四日市市議会議長の選挙について

○副議長(青山峯男君) 次に、日程第十一、選挙第三号四日市市議会議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長(青山峯男君) ただいまの出席議員数は、四十三名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長(青山峯男君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(青山峯男君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長(青山峯男君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を一名記入願います。それでは、順次投票願います。

〔投票〕

○副議長(青山峯男君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(青山峯男君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長(青山峯男君) 開票を行います。

会議規則第二十九条第二項の規定により、立会人に山口孝君及び佐野光信君を指名いたします。両君の立ち会いを願います。

〔立会人登壇〕

〔開票〕

○副議長(青山峯男君) 選挙の結果を報告いたします。



投票総数 四十三票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。  
そのうち

有効投票 四十二票

無効投票 一票

有効投票中

前川辰男君 二十一票

山口信生君 二十一票

すなわち、前川辰男君の得票と山口信生君の得票が同数であり、しかも、その得票数は法定得票数十一票を超えております。

よって、地方自治法第百十八条の規定により準用する公職選挙法第九十五条の規定によって、当選者はくじで定めることになりました。

くじの手続について申し上げます。まず、くじを引く順序をくじで決め、その順序に基づいて当選人を定めるくじを引いていただくこととなります。

前川辰男君、山口信生君は登壇を願います。

〔前川辰男君、山口信生君登壇〕

○副議長（青山峯男君） くじをひく順序を決めるくじをお引き願います。

〔前川辰男君、山口信生君、同時にくじをひく〕

○副議長（青山峯男君） ただいまのくじの結果、前川辰男君が先にくじを引くことになりました。よって、前川辰男君からくじをおひき願います。

〔前川辰男君、山口信生君の順にくじをひく〕

○副議長（青山峯男君） くじの結果を報告いたします。

前川辰男君が当選のくじをひかれました。

よって、前川辰男君が四日市市議会議長に当選されました。

前川辰男君、ごあいさつを願います。

〔前川辰男君議場中央に進む〕（拍手）

○前川辰男君 一言ごあいさつ申し上げます。

はからずも皆様方のご推挙によりまして、四日市市議会の議長を仰せつかりました。浅学非才でございますけれども、議会制民主主義を守り、四日市市民の幸せ、市勢の発展のために全力を挙げて努力する覚悟でございます。

どうか皆さんの今後とも一層のご支援、ご協力のほどをお願い申し上げます。簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

（拍手）

○副議長（青山峯男君） 以上で私の職務は終わりましたので、議長と交代いたします。

〔副議長（青山峯男君）退席、議長（前川辰男君）着席〕

○議長（前川辰男君） 次に、日程第十二、四日市市議会副議長の辞職についてを議題といたします。

本件は、青山峯男君の一人身上に関する事件でありますので、地方自治法第一百七十七条の規定により、同君の退席を求めます。

〔副議長（青山峯男君）退席〕

○議長（前川辰男君） 副議長青山峯男君から、副議長の辞職願が提出されております。辞職願を朗読いたします。

〔議事課長補佐（板崎大之丞君）朗読〕

辞職願

今般都合により四日市市議会副議長を辞職いたしたくお願いいたします。

昭和五十六年五月十五日

四日市市議会副議長 青山峯男

四日市市議会議長 殿

○議長（前川辰男君） おはかりいたします。青山峯男君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、青山峯男君の副議長の辞職を許可することに決しました。

この際、青山峯男君から、副議長退任のごあいさつがあります。

〔青山峯男君議場中央に進む〕

○青山峯男君 一言ごあいさつをさせていただきます。

ちょうど昨年の五月、副議長に選任されまして、私のような至らぬ者が一年間議員の皆様のご協力とご支援によりまして、きょう現在まで全うさせていただきましたことは、皆さんのお力添えと厚く御礼申し上げます。

今後議員として皆様のご協力を得まして市政に尽くしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いたします。どうもありがとうございました。

（拍手）

日程第一三 選挙第四号 四日市市議会副議長の選挙について

○議長（前川辰男君） 次に、日程第十三、選挙第四号四日市市議会副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（前川辰男君） ただいまの出席議員数は、四十三名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（前川辰男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（前川辰男君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を一名記入願います。

それでは、順次投票願います。

〔投票〕

○議長（前川辰男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（前川辰男君） 開票を行います。

会議規則第二十九条第二項の規定により、立会人に堀内弘士君及び水野幹郎君を指名いたします。両君の立ち会いをお願いいたします。

〔立会人登壇〕

〔開 票〕

○議長（前川辰男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 四十三票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 四十三票

有効投票中

橋本増蔵君 二十三票

松島良一君 二十票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、十一票であります。よって、橋本増蔵君が四日市市議会副議長に当選されました。

橋本増蔵君、ごあいさつを願います。

〔副議長（橋本増蔵君） 議場中央に進む〕 (拍手)

○副議長（橋本増蔵君） ただいまは、名誉ある四日市市議会副議長にご推薦を賜りまして、まことにありがとうございます。ございます。

今後は、議長を補佐し四日市市発展のために全力を尽くしたいと思いますので、皆様の温かいご支援、ご援助のほどをお願い申し上げます。よろしく願います。ありがとうございます。

(拍手)

○議長（前川辰男君） 暫時休憩いたします。

午後十時三十六分休憩

午後十一時三十六分再開

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。この際、会期の延長についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、この際会期の延長についてを日程に追加し議題とすることに決しました。

日程追加 会期の延長について

○議長（前川辰男君） 会期の延長についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期臨時会の会期は、本日一日間と議決されておりますが、議事の都合により、会期を五月十八日まで三日間延長いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は五月十八日まで三日間延長することに決しました。

○議長（前川辰男君） おはかりいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

次回は、五月十八日午後一時から会議を開きます。

本日は、これをもって延会いたします。

午後十一時三十八分延会

昭和五十六年五月十八日

四日市市議会臨時会会議録（第二号）

四日市市議会

○議事日程 第二号

昭和五十六年五月十八日(月)午後一時開議

- 第一 議席の一部変更について
- 第二 発議第五号 四日市市議会常任委員会委員の選任について
- 第三 選挙第五号 四日市港管理組合議会議員の補欠選挙について
- 第四 選挙第六号 四日市、菟野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の補欠選挙について
- 第五 選挙第七号 三泗伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙について
- 第六 選挙第八号 北勢公設地方卸売市場組合議会議員の補欠選挙について
- 第七 発議第六号 四日市市議会特別委員会の設置について……………議案説明：質疑、討論、採決
- 第八 議案第六八号 監査委員の選任について……………議案説明：質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

- 一 議事日程第一
- 二 日程追加 会期の延長について

○出席議員(四十二名)

青 山 峯 男  
小 井 道 夫

山 山 森 森 水 松 前 堀 堀 古 平 橋 野 生 永 中 谷 田  
口 口 野 島 川 内 市 野 本 呂 川 田 村 口 中  
信 安 真 幹 良 辰 弘 新 元 行 增 平 平 正 信 基  
壽 兵  
生 孝 吉 朗 郎 一 男 士 衛 一 信 藏 和 藏 已 夫 保 介

高 高 佐 坂 後 後 小 粉 訓 喜 川 川 金 大 大 小 伊 伊  
多  
木 井 野 口 藤 藤 林 川 霸 野 村 口 森 谷 島 川 藤 藤  
三 光 正 長 寬 博 也 幸 洋 喜 武 四 雅 信  
勲 夫 信 次 六 次 次 茂 男 等 善 二 正 正 雄 郎 敏 一

○欠席議員（二名）

野	宇	渡	山	山	山
崎	治	辺	本	中	路
貞	良	一		忠	
芳	市	彦	勝	一	剛

○出席事務局職員

主	主	主	議	庶	事
事	事	事	事	務	務
			課	課	局
			長	長	長
			補		
			佐		
金	玉	鈴	板	浜	川
森	田	木	崎	谷	合
伸	耕	晴	大	敏	一
夫	士	美	之	彦	郎
			丞		

○議長（前川辰男君） これより本日の会議を開きます。

午後一時二分開議

ただいまの出席議員数は、三十八名であります。  
暫時休憩いたします。

午後一時三分休憩

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第二号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。

午後五時三十一分再開

日程第一 議席の一部変更について

○議長（前川辰男君） 日程第一、議席の一部変更についてを議題といたします。

おはかりいたします。金森正君の所属会派退会に伴い、金森正君及び川口洋二君、高木勲君、中村信夫君の議席を、ただいまご着席のとおり変更いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、金森正君及び川口洋二君、高木勲君、中村信夫君の議席は、ただいまご着席のとおり変更することに決しました。

○議長（前川辰男君） この際、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。  
暫時休憩いたします。



午後五時三十三分休憩

午後十時四十六分再開

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。この際、会期の延長についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、この際、会期の延長についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程追加 会期の延長について

○議長（前川辰男君） 会期の延長についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期臨時会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を五月十九日まで一日間延長したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は五月十九日まで一日間延長することに決しました。

○議長（前川辰男君） おはかりいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

次回は、明日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって延会いたします。

午後十時四十七分延会

昭和五十六年五月十九日

四日市市議会臨時会會議録（第三号）

四日市市議会

○議事日程 第三号

昭和五十六年五月十九日(火) 午前十時開議

- 第一 発議第五号 四日市市議会常任委員会委員の選任について
- 第二 選挙第五号 四日市港管理組合議会議員の補欠選挙について
- 第三 選挙第六号 四日市、菟野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の補欠選挙について
- 第四 選挙第七号 三泗伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙について
- 第五 選挙第八号 北勢公設地方卸売市場組合議会議員の補欠選挙について
- 第六 発議第六号 四日市市議会特別委員会の設置について
- 第七 議案第六八号 監査委員の選任について……………議案説明…質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

○出席議員(四十三名)

伊	伊	小	青
藤	藤	井	山
雅	信	道	峯
敏	一	夫	男

山 山 山 森 森 水 松 前 堀 堀 古 平 橋 野 野 生 永 中  
 路 口 口 野 島 川 内 市 野 本 呂 崎 川 田 村  
 信 安 真 幹 良 辰 弘 新 元 行 增 平 貞 平 正 信  
 剛 生 孝 吉 朗 郎 一 男 士 衛 一 信 藏 和 芳 藏 巳 夫

谷 田 高 高 佐 坂 後 後 小 粉 訓 喜 川 川 金 大 大 小  
 口 中 木 井 野 口 藤 藤 林 川 霸 野 村 口 森 谷 島 川  
 基 三 光 正 長 寬 博 也 幸 洋 喜 武 四  
 保 介 勲 夫 信 次 六 次 次 茂 男 等 善 二 正 正 雄 郎

○欠席議員（一名）

山 山 中 一  
 山 本 忠  
 渡 辺 一 彦 勝  
 宇 治 田 良 市

○出席議事説明者

市 長 加 藤 寛 嗣  
 助 役 三 輪 喜 代 司  
 助 役 坂 倉 哲 男  
 収 入 役 平 井 清 三  
 市長公室長 阿 南 輝 彦  
 総務部長 矢 田 三 郎

○出席事務局職員

事務局 長 川 合 一 郎  
 庶務課 長 浜 谷 敏 彦

議事課長補佐 板 崎 大 之 丞  
 主 事 鈴 木 晴 美  
 主 事 玉 田 耕 士  
 主 事 金 森 伸 夫

午前十時二分開議

○議長（前川辰男君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十九名であります。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第三号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 おはようございます。連日、適任者を選んでいただくのに大変ご苦労いただいておりますことについては、承知をいたしておりますし、本当にご苦労さんでございます。なかなか適任者の選出については、慎重に運んでおられるので、感謝をいたす次第でございますが、それにも、もうちょっと限度があるのであれば、なかろうかと思っております。

ついでこの間われわれも反省したところでございますし、つきましては、議会運営委員会の委員長に報告を求めますが、もうその手間を省きまして、ご苦労いただいております代表者の山中座長から中間のご報告をいただき、

なぜ遅くなっているのか、それから見通しはどうかということにつきまして、一言ご報告をいただきたいと思うわけでございます。

○議長（前川辰男君） 山中忠一君。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君 ただいま訓覇議員から名指しで、私が今回の取りまとめの役を受けておるといふことで、これまでの経過を報告せよということでございます。先ほど議長からもそういうお話がございましたので、議長も大体わかっておるので、議長からひとつお話を願ったらと、私から話すといふことは、私も完全にまとめ上げたときなれば、皆さんの前に顔も合わせられますが、いまのところでは本当に五里霧中だといふような結果でございますので、ご報告申し上げにくい。私たちといたしましては、きょうはどうしてもまとめ上げたいという決意を持っております。私は、もしも、きょうまとまらぬというようなことになれば、私もそう皆様に迷惑かけておってもあきませんので、潔く一遍退任させてもらって、新しい顔においてひとつご努力を願いたいと、かくのような決意を持っておりますので、皆様方の格段の、きょうはひとつご支援をいただいてまとめ上げたいという決意を持っております。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 暫時休憩いたします。

午前十時六分休憩

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前十一時四十六分再開

日程第一 発議第五号 四日市市議会常任委員会委員の選任について

○議長（前川辰男君） 日程第一、発議第五号四日市市議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

おはかりいたします。委員会条例第六条の規定により、

青山 峯男君	大谷 喜正君	粉川 茂君	後藤 長六君
田中 基介君	中村 信夫君	野崎 貞芳君	野呂 平和君
古市 元一君	前川 辰男	渡辺 一彦君	

以上の十一名を総務委員会委員に、

伊藤 信一君	宇治田良市君	大島 武雄君	金森 正君
川村 幸善君	訓覇 也男君	坂口 正次君	佐野 光信君
堀内 弘士君	山路 剛君	山中 忠一君	

以上の十一名を教育民生委員会委員に、

伊藤 雅敏君	小川 四郎君	小林 博次君	後藤 寛次君
高井 三夫君	高木 勲君	生川 平蔵君	橋本 増蔵君
松島 良一君	山口 信生君	山本 勝君	

以上の十一名を産業公営企業委員会委員に、

小井 道夫君	川口 洋二君	喜多野 等君	谷口 保君
永田 正巳君	平野 行信君	堀 新兵衛君	水野 幹郎君

森 真寿朗君 森 安吉君 山口 孝君

以上の十一名を建設委員会委員に、それぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

この際、正副委員長互選のため、各常任委員会を開会いたします。

総務委員会は第一委員会室、教育民生委員会は第二委員会室、産業公営企業委員会は第三委員会室、建設委員会は第四委員会室でお願いいたします。

○議長（前川辰男君） 暫時休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後二時一分再開

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、各常任委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務委員会 委員長 中村 信夫君 副委員長 渡辺 一彦君  
教育民生委員会 委員長 山路 剛君 副委員長 川村 幸善君  
産業公営企業委員会 委員長 高木 勲君 副委員長 伊藤 雅敏君

建設委員会 委員長 平野 行信君 副委員長 山口 孝君  
以上のとおりであります。

日程第二 選挙第五号 四日市港管理組合議会議員の補欠選挙について

○議長（前川辰男君） 次に、日程第二、選挙第五号四日市港管理組合議会議員四名の補欠選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたしましたと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、さよう取り計らうことに決しました。

四日市港管理組合議会議員に、

小井 道夫君 小川 四郎君 大谷 喜正君 川口 洋二君

を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました諸君を、四日市港管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました四名の諸君が、四日市港管理組合議会議員に当選されました。

日程第三 選挙第六号 四日市、菟野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の補欠選挙について

○議長（前川辰男君） 次に、日程第三、選挙第六号四日市、菟野、川越、朝日地区衛生組合議会議員七名の補欠選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、さよう取り計らうことに決しました。

四日市、菟野、川越、朝日地区衛生組合議会議員に、

青山 峯男君 粉川 茂君 後藤 長六君 田中 基介君

野呂 平和君 古市 元一君 渡辺 一彦君

を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました諸君を、四日市、菟野、川越、朝日地区衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました七名の諸君が、四日市、菟野、川越、朝日地区衛生組合議会議員に当選されました。

日程第四 選挙第七号 三泗伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙について

○議長（前川辰男君） 次に、日程第四、選挙第七号三泗伝染病隔離病舎組合議会議員五名の補欠選挙を行います。おはかりいたします。選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたしました

と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、さよう取り計らうことに決しました。

三泗伝染病隔離病舎組合議会議員に、

後藤 長六君 田中 基介君 野呂 平和君 古市 元一君

渡辺 一彦君

を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました諸君を、三泗伝染病隔離病舎組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました五名の諸君が、三泗伝染病隔離病舎組合議会議員に当選されました。

日程第五 選挙第八号 北勢公設地方卸売市場組合議会議員の補欠選挙について

○議長（前川辰男君） 次に、日程第五、選挙第八号北勢公設地方卸売市場組合議会議員五名の補欠選挙を行います。おはかりいたします。選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたしました



いと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、さよう取り計らうことに決しました。

北勢公設地方卸売市場組合議会議員に、

小林 博次君 後藤 寛次君 高井 三夫君 生川 平蔵君

山本 勝君

を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました諸君を、北勢公設地方卸売市場組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました五名の諸君が、北勢公設地方卸売市場組合議会議員に当選されました。

日程第六 発議第六号 四日市市議会特別委員会設置について

○議長（前川辰男君） 次に、日程第六、発議第六号四日市市議会特別委員会設置についてを議題といたします。

おはかりいたします。本市議会に、

公災害の防止及び生活環境の整備に関する調査研究のため、十一名の委員をもって構成する環境保全対策特別委員会

青少年の健全育成及び非行防止に関する調査研究のため、十名の委員をもって構成する青少年対策特別委員会

産業の振興に関する調査研究のため、十一名の委員をもって構成する産業振興対策特別委員会

工業高校及び午起住宅の跡地利用に関する調査研究のため、十一名の委員をもって構成する都市再開発特別委員会  
以上の特別委員会を設置することとし、これらの特別委員会については、議会の閉会中もお付託事件について調査研究ができるものとし、かつ調査研究が終了するまで各委員会は存続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

おはかりいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第六条の規定によ

り、

青山 峯男君 後藤 寛次君 佐野 光信君 高木 勲君

生川 平蔵君 野崎 貞芳君 橋本 増蔵君 平野 行信君

古市 元一君 前川 辰男 山口 信生君

以上の十一名を環境保全対策特別委員会委員に、

伊藤 信一君 伊藤 雅敏君 大島 武雄君 金森 正君

川村 幸善君 喜多野 等君 訓覇 也男君 後藤 長六君

堀内 弘士君 山路 剛君

以上の十名を青少年対策特別委員会委員に、

小井 道夫君 小川 四郎君 川口 洋二君 粉川 茂君  
田中 基介君 中村 信夫君 永田 正巳君 野呂 平和君  
堀 新兵衛君 森 真寿朗君 森 安吉君

以上の十一名を産業振興対策特別委員会委員に、

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、それぞれの特別委員会委員に選任することに決しました。

この際、正副委員長互選のため、各特別委員会を開会いたします。

環境保全対策特別委員会は第一委員会室、青少年対策特別委員会は第二委員会室、産業振興対策特別委員会は第三委員会室、都市再開発特別委員会は第四委員会室でお願いいたします。

○議長（前川辰男君） 暫時休憩いたします。

午後二時十二分休憩

〔議事説明者出席〕

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、各特別委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。

環境保全対策特別委員会	委員長	古市 元一君	副委員長	佐野 光信君
青少年対策特別委員会	委員長	大島 武雄君	副委員長	堀内 弘士君
産業振興対策特別委員会	委員長	田中 基介君	副委員長	永田 正巳君
都市再開発特別委員会	委員長	坂口 正次君	副委員長	水野 幹郎君

以上のとおりであります。

午後二時三十三分再開

日程第七 議案第六八号 監査委員の選任について

○議長（前川辰男君） 次に、日程第七、議案第六十八号監査委員の選任についてを議題といたします。

本件は、高井三夫君及び森安吉君の一人身上に関する事件でありますので、地方自治法第百十七条の規定により、両君の退席を求めます。

〔高井三夫君、森 安吉君退席〕

○議長（前川辰男君） 提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案第六十八号は、議会の議員のうちから選任する監査委員として、高井三夫氏、森安吉氏を選任したいと存じ、ご同意をお願いするものであります。

○議長（前川辰男君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑ありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については委員会の付託を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、これに同意することに決しました。

〔高井三夫君、森安吉君着席〕

○議長（前川辰男君） 以上をもちまして、今期臨時会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十

六年五月四日市市議会臨時会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後二時三十七分開会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長

伊藤 信一

四日市市議会議長

前川 辰男

四日市市議会副議長

青山 峯男

署名議員

高木 勲

署名議員

水野 幹郎